

# JIS

## バイオテクノロジー用語

JIS K 3600 : 2000

(JBA/JSA)

(2006 確認)

平成 12 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、財団法人バイオインダストリー(JBA)/財団法人日本規格協会(JSA)から工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS K 3600-1989は改正され、この規格に置き換えられる。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣                      制定：平成 元. 2. 1      改正：平成 12. 1. 20

官 報 公 示：平成 12. 1. 20

原 案 作 成 者：財団法人 バイオインダストリー協会（☎104-0032 東京都中央区八丁堀2丁目26-9 グランデビル8F  
TEL 03-5541-2731）

財団法人 日本規格協会（☎107-0052 東京都港区赤坂4丁目1-24 TEL 03-5770-1573）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学部会（部会長 三田 達）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課[☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)]にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## バイオテクノロジー用語

K 3600 : 2000

## Biotechnology—Vocabulary

1. **適用範囲** この規格は、バイオテクノロジー分野で用いる主な用語について規定する。
2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年(又は発行年)を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年(又は発行年)を付記していない引用規格は、その最新版(追補を含む)を適用する。

JIS K 3610 : 1992 生体工学用語(生体化学部門)

JIS K 3611 : 1995 生体工学用語(生体システム部門)

3. **用語の分類** 用語は次のように分類する。

3.1 **基礎事項**

- a) 一般的事項
- b) 酵素, タンパク質工学
- c) 微生物, 微生物工学
- d) 動物細胞, 植物細胞, 細胞工学

3.2 **基礎技術**

- a) 培養, 培養工学
- b) 細胞融合
- c) 遺伝子操作, 遺伝子工学
- d) 一般的操作
- e) 器具・装置

3.3 **応用技術**

- a) 発酵
- b) バイオリアクター
- c) バイオインフォマティックス
- d) バイオレメディエーション
- e) その他

4. **定義** 用語及び定義は次のとおりとする。

**備考1.** 二つ以上の用語を並べた場合は、その順位に従って優先使用する。

2. 用語を特定分野に限定して用いる場合には、用語の次に丸括弧書きで記す。例えば、固定化(生体触媒の)

3. 用語の定義の中で丸括弧を付けた部分は、詳細な説明をするためのものである。